【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

**第十五条**　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

２　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

３　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

４　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

５　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

６　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

**第十五条**　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

２　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

３　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

４　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

５　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

６　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

**第十五条**　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

２　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

３　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

４　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

５　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

６　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

２　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

３　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

４　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

５　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

６　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

（新設）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）、登録金融機関又は証券仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

③　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

④　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

⑤　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

⑥　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）、登録金融機関又は証券仲介業者は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

③　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

④　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

⑤　第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

⑥　第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（③～⑤　新設）

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで　、第四章の二、第五章の四、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の三、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社　を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の三、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関　は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章　、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章（第百六十七条の二第三項を除く。）、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（改正前）

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章（第百六十七条の二第三項を除く。）、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十六条の三、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の三第一項、第百五十六条の九、第百六十一条の二第一項、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第六十六条の三において同じ。）は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ、又は売り付ける場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十六条の三、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の三第一項、第百五十六条の九、第百六十一条の二第一項、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十六条の三、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の九、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十六条の三、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の九、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二十三条の八第一項並びに第六十六条の三において同じ。）は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ、又は売り付ける場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の九、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、前項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（証券取引所に上場されているものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から三箇月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ又は売り付ける場合に準用する。

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第六十四条の五第一項及び第五項、第六十六条の二、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第百五十六条の九、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項並びに第百六十九条において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号、第百五十六条の九並びに第百八十八条第二項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号、第百五十六条の九並びに第百八十八条第二項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号、第百五十六条の九並びに第百八十八条第二項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第四十七条の二、第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の八第一項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号、第百五十六条の九並びに第百八十八条第二項において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号並びに第百五十六条の九において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十条、第百七条の二第一項及び第二百八条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号並びに第百五十六条の九において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号並びに第百五十六条の九において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号並びに第百五十六条の九において同じ。）は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

（改正前）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

②　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、前項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合は、この限りでない。

③　前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（証券取引所に上場されているものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から三箇月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ又は売り付ける場合に準用する。

（改正前）

第十五条　何人も、有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ又は売り付けてはならない。但し、第四条第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる有価証券については、この限りでない。

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ又は売り付けてはならない。但し、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合には、この限りでない。

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券会社のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券会社又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券会社が顧客の委託に基いて当該顧客に取得させ又は売り付ける場合　但し、その委託が当該証券会社の勧誘に基く場合は、この限りでない。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ又は売り付けてはならない。但し、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合には、この限りでない。

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券会社のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券会社又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券会社が顧客の委託に基いて当該顧客に取得させ又は売り付ける場合　但し、その委託が当該証券会社の勧誘に基く場合は、この限りでない。

（改正前）

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ又は売り付けてはならない。但し、証券業者が他の証券業者に取得させ又は売り付ける場合には、この限りでない。

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券業者が顧客の委託に基いて当該顧客に取得させ又は売り付ける場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第十五条　何人も、有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ又は売り付けてはならない。但し、第四条第一項但書の規定により同項の規定を適用されないこととなる有価証券については、この限りでない。

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ又は売り付けてはならない。但し、証券業者が他の証券業者に取得させ又は売り付ける場合には、この限りでない。

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券業者が顧客の委託に基いて当該顧客に取得させ又は売り付ける場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。

（改正前）

第十五条　何人も、有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ若しくはその取得の申込をし、又は売付若しくは売付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ、又は売付のためにこれを交付してはならない。

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券業者が顧客の委託に基いてなす場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

③　前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）を経過した日以後においてなす場合但し、有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合を除く。

四　証券業者が顧客の委託に基いてなす場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。

（改正前）

③　前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、左の各号に該当する以外のもの

イ　当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以内においてなす場合

ロ　有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四　証券業者が顧客の委託に基いてなす場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第十五条　何人も、有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ若しくはその取得の申込をし、又は売付若しくは売付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

②　何人も、第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三条の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するのでなければ、これを取得させ、又は売付のためにこれを交付してはならない。

③　前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

一　有価証券の発行者、売出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合

二　有価証券の発行者又はその売出をなす者が募集又は売出によらないでなす場合

三　証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合で、左の各号に該当する以外のもの

イ　当該有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後一年（第十条第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以内においてなす場合

ロ　有価証券の募集又は売出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四　証券業者が顧客の委託に基いてなす場合　但し、その委託が当該証券業者の勧誘に基く場合は、この限りでない。